

令和元年度 監督処分業者一覧

処分年月日			免許番号	事業者名	本店住所		処分種類		違反行為の概要
年	月	日			都道府県	市区町村		業務停止期間	
H31	4	26	兵庫県知事 (3)第350369号	有限会社創星不動産販売	兵庫県	加東市	指示	—	重要事項説明において、物件の利用の制限の説明不備があったことが判明した。このことは法第35条第1項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R1	6	10	兵庫県知事 (4)第203572号	マークハウジング株式会社	兵庫県	芦屋市	指示	—	専任取引士が約1年2ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R1	6	11	兵庫県知事 (6)第350294号	タカハシ不動産株式会社	兵庫県	西脇市	業務停止	11日	①重要事項説明書に虚偽の記載をした。②買主に対して、取引士をして重要事項の説明をしなかった。①及び②は法第35条第1項の規定に違反しており、法第65条第2項第2号に該当する。
R1	6	18	兵庫県知事 (3)第203981号	ハウジングオフィスK	兵庫県	伊丹市	指示	—	専任取引士が約1年2ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R1	6	25	兵庫県知事 (3)第11130号	株式会社神鹿開発	兵庫県	神戸市	指示	—	土地売却の依頼を受けて媒介契約を締結した際、売却依頼者に対し遅滞なく書面を作成して記名押印し、これを依頼者に交付しなかったことは、法第34条の2第1項の規定に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R1	8	13	兵庫県知事 (13)第6421号	有限会社和辻建具店	兵庫県	尼崎市	指示	—	専任取引士が約7ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R1	9	18	兵庫県知事 (2)第11523号	株式会社LiveDesign	兵庫県	神戸市	指示	—	当該業者が媒介業務を行った不動産売買について、当社が説明し、買主に交付した重要事項説明書の一部に事実と異なる記載があった。このことは、法第35条第1項第14号の規定に違反するが、損害の発生が認められなかったこと、買主との和解内容及び再発防止策を講じていることを勧告し、法第65条第1項に該当する。
R1	9	18	兵庫県知事 (3)第10923号	有限会社カネヨシ	兵庫県	神戸市	指示	—	当該業者が売却した不動産について、当社が確認し、買主に交付した重要事項説明書の一部に事実と異なる記載があった。このことは、法第35条第1項第14号の規定に違反するが、損害の発生が認められなかったこと、買主との和解内容及び再発防止策を講じていることを勧告し、法第65条第1項に該当する。
R2	2	3	兵庫県知事 (1)第11840号	東神ライフ	兵庫県	神戸市	指示	—	専任取引士が約6ヶ月に渡り不在であったことが判明した。このことは法第31条の3第1項及び第3項に違反しており、法第65条第1項に該当する。
R2	3	3	兵庫県知事 (2)第11569号	Affitto. House株式会社	兵庫県	神戸市	業務停止	22日	建物の賃貸借にかかる媒介業務を行った際に、①重要事項説明書への虚偽記載(礼金の額等)、②建物の賃貸借契約書への虚偽記載(礼金の額等)があった。このことは、法第35条第1項及び第37条第2項の規定に違反しており、法第65条第2項に該当する。